

最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百三十号）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 マーケット・リスク</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 証券化エクスポージャーに係る特例（第二百八十条の二～第二百八十条の五）</p> <p>第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（第二百八十条の六・第二百八十条の七）</p> <p>第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例（第二百八十条の八～第二百八十条の十三）</p> <p>第七章 オペレーショナル・リスク（第二百八十一条 第二百九十八条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 マーケット・リスク</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第七章 オペレーショナル・リスク（第二百八十一条 第二百九十八条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p>

二の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部

が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ 原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）である証券化取引であつて、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ 日本国政府、我が国の地方公共団体又は第二十八条第一項に規定する我が国の政府関係機関（(1)から(3)までにおいて「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

(2) 国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

(3) 国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。

三丁十六 (略)

十六の二 再証券化エクスポージャー 再証券化取引に係るエクスポージャーをいう。

十七〜三十一 (略)

三十二 特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・

(新設)

三丁十六 (略)

(新設)

十七〜三十一 (略)

三十二 その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレ

デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

三十三～三十五 (略)

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ～ヘ (略)

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

チ・リ (略)

三十七～七十三 (略)

(削る)

ジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう(ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く)。

三十三～三十五 (略)

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ～ヘ (略)

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

チ・リ (略)

三十七～七十三 (略)

七十四 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 適格流動性補完のうち、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。

イ 市場が機能不全となっている場合(異なる取引に係る複数の証券化目的導管体が、満期を迎えるBOPの借換えを行うことができない場合であって、その原因が証券化目的導管体の信

七十四 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この号及び第七十七号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ・ロ（略）

七十五～八十二（略）

八十三 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第八十五号及び第六章において同じ。）をいう。

八十四 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産等（第三十二号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下この号、第二百八十条の六及び第二百八十条の七において同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デ

用力又は裏付資産の悪化によるものでないときその他これに類するときをいう。以下同じ。）に限り利用可能であること。

ロ 市場が機能不全となつている場合における証券化エクスポージャーの投資家に対する支払のために最終指定親会社等から支払われる資金は、当該証券化エクスポージャーの裏付資産により担保されており、かつ、その返済順位が当該証券化エクスポージャーと同順位以上であること。

七十五 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この号及び第七十八号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ・ロ（略）

七十六～八十三（略）

（新設）

（新設）

リバティブ（証券化エクスポージャーを参照するデリバティブを除く。）であつて、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

八十五 包括的リスク デフォルト・リスク、格付遷移リスクその他コリレーション・トレーディングに係る資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。

（控除項目）

第八条 第三条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一～五 （略）

六 第二百二十五条（第百三条、第百十二条第一項及び第二百八十条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

2 （略）

（国際開発銀行向けエクスポージャー）

第二十六条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投

（新設）

（控除項目）

第八条 第三条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一～五 （略）

六 第二百二十五条（第百三条、第百十二条第一項、第二百五十五条第一項第一号ホ(2)及び第二百六十二条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる額

2 （略）

（国際開発銀行向けエクスポージャー）

第二十六条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投

資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

第百十五条 前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブ(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。)について準用する。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百三十一条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャー(スロッシング・クライテリアを適用している特定貸付債権を除く。)又はその他リール向けエクスポージャー(事業法人に対する一億円未満のエクスポージャーに限る。)に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であつて、かつ、第九十四条から第九十七条までの条件及び次項各号に掲げる追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果(被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。)を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第百十一条の規定に、第三

資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

第百十五条 前二条の規定は、その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブについて準用する。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百三十一条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャー(スロッシング・クライテリアを適用している特定貸付債権を除く。)又はその他リール向けエクスポージャー(事業法人に対する一億円未満のエクスポージャーに限る。)に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であつて、かつ、第九十四条から第九十七条までの条件及び次項各号に掲げる追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果(被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。)を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第百十一条の規定に、第三号

号に該当する場合には第百十三号又は第百十五号の規定に従うものとする。

一・二 (略)

三 特定順位参照型クレジット・デリバティブ(前号に掲げるものを除く。)

2 4 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百二十七条 標準的手法採用最終指定親会社が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長格格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。

イ オリジネーターのとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)	再証券化エクスポージャーの場合
	(パーセント)	(パーセント)

に該当する場合には百十三号又は第百十五号の規定に従うものとする。

一・二 (略)

三 セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びその他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ

2 4 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百二十七条 標準的手法においては、証券化エクスポージャーの額に、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、当該格付が長格格付の場合には第一号の表、短格格付の場合には第二号の表に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長格格付の場合

イ オリジネーターのとき

信用リスク区分	二十	五十	百	自己資本控除
リスク・ウェイト	61	62	63	64
				65

6 2	6 1		信用リスク区分
五十	二十	(パーセント) 場合 ー(再証券化エクスポ ージャーを除く。)の	証券化エクスポー ー(再証券化エクスポ ージャーを除く。)の
百	四十	(パーセント)	再証券化エクスポー ーの場合 (パーセント)

ロイ以外のとき。

6 5	6 4	6 3	6 2	6 1
自己資本控除		百	五十	二十
		二百二十五	百	四十

				ロイ以外のとき
			信用リスク区分	
		二十	6 1	
		五十	6 2	
		百	6 3	
		三百五十	6 4	
		自己資本 控除	6 5	

二 短期格付の場合

			信用リスク区分
		二十	7 1
		五十	7 2
		百	7 3
		自己資本 控除	7 4

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

6 5	自己資本控除	百	二百二十五
6 4		三百五十	六百五十
6 3			

7 4	自己資本控除		信用リスク区分
7 3		百	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）
7 2		五十	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
7 1		二十	

2 (略)	3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。
一～三 (略)	四 最終指定親会社保有する証券化エクスポージャーに対して付与された格付が、当該最終指定親会社による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与(第六項において「流動性補完等」という。)に基づき付与されたものではないこと。
4 一・二 (略)	4 第二項第二号の「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。 三 最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。
四 最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。	五 最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。
六 最終指定親会社が、第一条第二号のニイ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保	

2 (略)	3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。
一～三 (略)	四 第二項第二号の「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。 一・二 (略)
4 一・二 (略)	4 第二項第二号の「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。 一・二 (略)
四 (新設)	五 (新設)
六 (新設)	

有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となつてゐる証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。

5 (略)

6 最終指定親会社保有する証券化エクスポージャーに対して当該最終指定親会社により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が当該最終指定親会社が保有する証券化エクスポージャーの一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポージャー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポージャー又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを連結自己資本規制比率の計算に用いることができる。

7 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付(同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百三十二条において同じ。)の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

(新設)

5 (略)

(新設)

6 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、無格付の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除き、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの）（再証券化エクスポージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスポージャーが含まれているものを除く。）をいう。以下同じ。）であること。

二 (略)

8 | 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとすることができる。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百二十八条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に定める掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完 百パーセ

一 当該証券化エクスポージャーが最優先部分（証券化エクスポージャーであつて、裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除き、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているものをいう。以下同じ。）であること。

二 (略)

8 | 第二項の規定にかかわらず、同項各号に該当する適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとする。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百二十八条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に定める掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付が付与された適格流動性補完 百パーセント

ント

二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント

三 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

四 前三号に掲げる証券化エクスポージャー以外のもの 百パーセント

2 最終指定親会社等は、一の証券化エクスポージャーについて自ら

引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを連結自己資本規制比率の計算に用いることができる。

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

第二百三十一条 (略)

2・3 (略)

4 第二百二十七条第六項の規定は、この款の規定により信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

二 契約期間が一年以下である無格付の適格流動性補完 二十パーセント

三 契約期間が一年を超える無格付の適格流動性補完 五十パーセント

四 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 零パーセント

五 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

六 前各号に掲げる証券化エクスポージャー以外のもの 百パーセント

2 最終指定親会社等は、一の証券化エクスポージャーについて自ら

引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定している場合は、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを連結自己資本規制比率の計算に用いることができる。

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

第二百三十一条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(外部格付準拠方式)

第二百三十四条 内部格付手法採用最終指定親会社が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)	再証券化エクスポージャーの場合
	証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)	再証券化エクスポージャーの場合
Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先	Zが六以上の場合(パーセント)	当該再証券化エクスポージャーが最優先
Zが六未満	Zが六未満の場合(パーセント)	当該再証券化エクスポージャーが最優先
ポージャ	ポージャー(パーセント)	ポージャー(パーセント)
ポージャーが最優先	ポージャー(パーセント)	ポージャー(パーセント)
先証券化	先証券化	先証券化

(外部格付準拠方式)

第二百三十四条 内部格付手法採用最終指定親会社が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先部分(内部評価方式による場合を含む。)	Zが六以上の場合(パーセント)	Zが六未満の場合(パーセント)
8-1	七	十二	二十

8 6	8 5	8 4	8 3	8 2	8 1	
三十五	二十	十二	十	八	七	エクスポ ージャー (内部評 価方式に よる場合 を含む。)である 場合 (パーセ ント)
五十	三十五	二十	十八	十五	十二	
	三十五			二十五	二十	
百	六十	四十	三十五	二十五	二十	る場合 (パーセント)
百五十	百	六十五	五十	四十	三十	い場合 (パーセント)

(注) 2とは、第二百三十九条第一項又は第三項に掲げる式によ

8 12	8 11	8 10	8 9	8 8	8 7	8 6	8 5	8 4	8 3	8 2
自己資本控除	六百五十	四百二十五	二百五十	百	六十	三十五	二十	十二	十	八
					七十五	五十	三十五	二十	十八	十五
							三十五			二十五

8 12	自己資本控除	百五十	六十	二百二十五
8 11			七十五	
8 10			二百五十	
8 9			三百	
8 8			二百	
8 7			百五十	

(注) Zとは、第二三十九条第一項又は第三項に掲げる式により算出される値をいう。次号及び第二百八十条の三において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)の場合	再証券化エクスポージャーの場合	当該再証券化	当該再証券化
Zが六以上	Zが六以上である場合	Zが六以上の場合	Zが六以上	Zが六以上
Zが六未満				

り算出される値をいう。次号において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先部分(内部評価)	Zが六以上の場合	Zが六未満の場合
Zが六以上	Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先部分(内部評価)	Zが六以上	Zが六未満
Zが六未満		Zが六未満	Zが六未満

7 3	7 2	7 1	
六十	十二	七	上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）
七十五	二十	十二	上の場合（パーセント）
	三十五	二十	満の場合（パーセント）
百五十	四十	二十	エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）
二百二十五	六十五	三十	エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）でない場合（パーセント）

7 4	7 3	7 2	7 1	
自己資本控除	六十	十二	七	評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）
	七十五	二十	十二	
	七十五	三十五	二十	

7
4

自己資本控除

2 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャー（第二百三十二条第二項において準用する第二百二十七条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）は、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中でも最も優先するもの（以下この条において「参照証券化エクスポージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付（以下この条において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一～三（略）

3・4（略）

（指定関数方式）

第二百三十五条 内部格付手法採用最終指定親会社が指定関数方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は第二号に定めるところにより算出する。

一（略）

二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。

イ $0.0056 \times T$ （当該証券化エクスポージャーが再証券化エクス

2 次に掲げる要件のすべてを満たす無格付の証券化エクスポージャーは、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの（以下この条において「参照証券化エクスポージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付（以下この条において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一～三（略）

3・4（略）

（指定関数方式）

第二百三十五条 内部格付手法採用最終指定親会社が指定関数方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は第二号に定めるところにより算出する。

一（略）

二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。

イ $0.0056 \times T$

<p>ポージャーである場合にあつては、$0.016 \times T$) この式においてTは、第二百三十八条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。ロにおいて同じ。</p> <p>ロ (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>(エクスポージャーの実効的な個数(N)) 第二百三十九条 (略)</p> <p>2 再証券化エクスポージャーの実効的な個数を前項に掲げる算式により算出する場合は、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(裏付資産の加重平均LGD(LGD)) 第二百四十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 再証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、LGDを百パーセントとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等) 第二百四十四条 (略)</p>	<p>この式においてTは、第二百三十八条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。ロにおいて同じ。</p> <p>ロ (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>(エクスポージャーの実効的な個数(N)) 第二百三十九条 (略)</p> <p>2 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャーの実効的な個数を前項に掲げる算式により算出する場合は、当該裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(裏付資産の加重平均LGD(LGD)) 第二百四十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、LGDを百パーセントとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等) 第二百四十四条 (略)</p>
---	--

(削る)

2 | オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて、第二百三十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算する場合に所要自己資本率を計算することができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

(削る)

(削る)

(削る)

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百四十六条 第二百二十八条第一項第三号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算す

2 | 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完について、指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合のオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーの与信相当額は、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について、二十パーセントの掛目を乗じて得た額とする。

3 | オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて、第二百三十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算する場合に所要自己資本率を計算することができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、次に掲げるオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目を乗じて得た額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 契約期間が一年以内である適格流動性補完 五十パーセント

二 契約期間が一年を超える適格流動性補完 百パーセント

三 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 二十パーセント

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百四十六条 第二百二十八条第一項第五号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算す

る場合について準用する。

(マーケット・リスク相当額の算出)

第二百四十九条 マーケット・リスク相当額の合計額とは、一般市場リスク、個別リスク、追加的リスク及び包括的リスク(第二百八十条の八の規定に基づき、コリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて包括的リスクの額を用いている場合に限る。)に係るマーケット・リスク相当額の合計額をいう。

2 最終指定親会社は、マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、次節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百五十七条の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

3 最終指定親会社は、リスク・カテゴリーの別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、次節に定める内部モデル方式及び第三節に定める標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を当該最終指定親会社のマーケット・リスク相当額とすることができる。

(承認申請書の提出)

第二百五十一条 (略)

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

る場合について準用する。

(マーケット・リスク相当額の算出)

第二百四十九条 最終指定親会社は、マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、第二節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百五十七条の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

2 最終指定親会社は、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、内部モデル方式及び標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を当該最終指定親会社のマーケット・リスク相当額とすることができる。ただし、個別リスクの算出に内部モデル方式を用いる場合には、一般市場リスクについても当該方式を用いることを要する。

(承認申請書の提出)

第二百五十一条 (略)

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一・二 (略)

三 リスク計測モデル(最終指定親会社がマーケット・リスク相当額を計測するために内部で構築されている手法をいう。以下同じ)の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が、承認の基準に適合していることを示す書類

四 (略)

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百五十二条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 マーケット・リスク管理部署は、適切なバック・テストイング(第二百五十五条第一項に定める要領で行う日ごとの損益とリスク計測モデルから算出される損益の比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。次条第四項第六号において同じ。)及びストレステスト(リスク計測モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。)を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三七八 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 バリュースコアット・リスクを算出する場合には、片側九十九パ

一・二 (略)

三 リスク計測モデル(最終指定親会社が内部モデル方式においてマーケット・リスク相当額を算出するための方法をいう。以下同じ)の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が、承認の基準に適合していることを示す書類

四 (略)

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百五十二条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 マーケット・リスク管理部署は、適切なバック・テストイング(第二百五十四条第一項に定める要領で行う日ごとの損益とリスク計測モデルから算出される損益の比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。第二百五十五条第一項第一号において同じ。)及びストレステスト(リスク計測モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。)を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三七八 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 バリュースコアット・リスクを算出する場合には、片側九十九パ

ーセントの信頼区間を使用し、保有期間（ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間によって算出したバリュエーター・リスクについては、適切であると認められる方法により換算した数値をもって、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

二（略）

三 ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さに対する掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。ただし、より保守的なバリュエーター・リスクが算出される場合は、この限りでない。

四 ヒストリカル・データが一月に一回以上更新されていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五（略）

六 前号のマーケット・リスク・ファクターの設定に当たって、全てのプライシング・ファクター（金融商品の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号において同じ。）を

ーセントの信頼区間を使用し、保有期間（バリュエーター・リスクを算出する際に、ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間によって算出したバリュエーター・リスクを次の算式により換算した数値を、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

$$\text{VAR}(t) \times \sqrt{\frac{t}{10}}$$

VAR(t)は、保有期間をt（t < 10）経難日として算出したバリュエーター・リスクとする。

二（略）

三 ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さに対する掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。

四 ヒストリカル・データが三月に一回以上更新されていること。

ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五（略）

（新設）

用いていること。ただし、プライシング・ファクターのうち、一部又は全部を用いないことにつき正当な理由がある場合には、この限りでない。

七・八 (略)

九 ストレス・バリュエーション・リスク(適切なストレス期間を含む十二月を特定し、当該ストレス期間におけるヒストリカルデータを最終指定親会社が現に保有するポートフォリオに適用して算出したバリュエーション・リスクをいう。以下同じ。)を算出する場合には、当該ヒストリカルデータの選出及び定期的な見直しの基準が適切であると認められること。

十 (略)

(個別リスク及び追加的リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百五十三条 最終指定親会社は、一般市場リスクの算出について内部モデル方式を用いる場合に限り、個別リスクの算出について内部モデル方式を用いることができる。

2 最終指定親会社は、債券等(第二百五十九条に規定する債券等をいう。以下この項及び第五項において同じ。)に係る個別リスクを内部モデル方式を用いて計測する場合には、当該債券等に係る追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相額の合計額に加えなければならない。この場合において、最終指定親会社は、上場株式及びこれの派生商品取引の追加的リスクを内

六・七 (略)

(新設)

八 (略)

(内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額)

第二百五十三条 内部モデル方式を用いて算出するマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一 算出基準日のバリュエーション・リスク

二 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュエーション・リスクの平均に次条第一項の表又は第二項に定める乗数を乗じて得た額

(乗数)

第二百五十四条 内部モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数(内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益(実際に発生した損益又はポ

部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えることができる。

3 金融庁長官は、個別リスク及び追加的リスクの算出についても第二百五十条の承認をしようとするときは、前条第二項に規定する定性的基準及び同条第三項に規定する定量的基準のほか、個別リスクに係るリスク計測モデル（以下この項及び次項において「個別リスク計測モデル」という。）について次項に規定する基準に適合するかどうかを審査するとともに、前項の規定に基づいて追加的リスクを内部モデルを用いて計測する場合には、追加的リスクに係るリスク計測モデル（以下「追加的リスク計測モデル」という。）について第五項に規定する基準に適合するかどうかについても審査しなければならぬ。ただし、個別リスクの算出のために最終指定親会社が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はボジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であつて、代理変数によつてこれを補充することが十分に保守的であることを最終指定親会社が表示ことができるときは、前条第三項の規定にかかわらず、個別リスク計測モデルの使用を認めることができるものとし、ヒストリカル・データを代理変数によつて補充することによる影響は、同条第二項第四号八に規定する影響に該当するものとする。

4 個別リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

- 一 ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。
- 二 リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケ

ートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。）のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間を一日としてリスク計測モデルを使用して算出した日ごとのバリュー・アット・リスクを上回る回数をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の下欄に定める値とする。

超過回数	乗数
零	三・〇〇
一	三・〇〇
二	三・〇〇
三	三・〇〇
四	三・〇〇
五	三・四〇
六	三・五〇
七	三・六五
八	三・七五
九	三・八五
十以上	四・〇〇

2 前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満であつて、超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。

ット・リスク全体に与える影響を把握していること。

三 市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

四 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスク（次項第七号において「ベシス・リスク」という。）を把握していること。

五 イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険（追加的リスクを除く。）をいう。以下同じ。）を正確に把握していること。

六 バック・テストイングの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

七 流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

5 追加的リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整のうえ、第四章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、最終指定親会社の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。

二 追加的リスクを算出する場合には、片側九十九・九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間は一年以上とすること。ただし、

3 内部モデル方式を用いている最終指定親会社は、超過回数が五回以上となったときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となった原因を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（個別リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準）

第二百五十五条 金融庁長官は、一般市場リスクに加えて個別リスクの算出についても第二百五十条の承認をしようとするときは、第二百五十二条第二項に規定する定性的基準及び同条第三項に規定する定量的基準のほか、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかについて審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために最終指定親会社が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であつて、代理変数によってこれを補完することが十分に保守的であることを最終指定親会社が示すことができるときは、同条第三項の規定にかかわらず、リスク計測モデルの使用を認めることができるものとし、ヒストリカル・データを代理変数によって補完することによる影響は、同条第二項第四号八に規定する影響に該当するものとする。

一 リスク計測モデルが次に掲げる条件を満たすこと。

イ ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

ロ リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

保有期間に流動性ホライズン（保有するポジションの市場価値に影響を与えることなく、当該ポジションを全て入れ替えるために必要な期間（三月以上に限る。）をいう。第八号及び第九号において同じ。）を用いて算出した追加的リスクを基礎として一年以上の保有期間を用いて算出した追加的リスクに換算することが適切であると認められる場合はこの限りでない。

三 債務者間でのデフォルト及び格付遷移が連鎖することにより追加的リスクが増幅される効果を勘案していること。

四 追加的リスクとその他のリスクとの間の分散効果を勘案していないこと。

五 集中リスクを把握していること。

六 同一の金融商品に係るショート・ポジションとロング・ポジションとの間以外でのエクスポージャーの額の相殺をしていないこと。

七 主要なベイス・リスクを把握していること。

八 債券等の満期が流動性ホライズンを上回る事が確実にないと見込まれ、かつ、それによる影響が重大と認められるときは、当該債券等の流動性ホライズンよりも短い期間に償還されることに伴う潜在的なリスクを把握していること。

九 ダイナミック・ヘッジにおける流動性ホライズンよりも短い期間におけるヘッジのリバランスの効果について、次に掲げる要件を満たしている場合にのみ当該効果を認識し、当該ダイナミック・ヘッジにより軽減されないリスクを反映していること。

八 市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

二 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスクを把握していること。

ホ イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険をいう。以下同じ。）及びデフォルト・リスク（個別リスクのうち、信用度の大幅な低下が生じた場合に発生し得る危険をいう。以下同じ。）を正確に把握していること。ただし、デフォルト・リスクの把握は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提において、第四章第四節に規定する基準に相当する基準を満たしていること。

(2) 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整していること。

(3) 証券化エクスポージャーのうち、第五章において自己資本控除とすることが規定されているものは同様に扱い、かつ、無格付の流動性補完又は信用補完であるものの所要自己資本は同章に基づき賦課される額を下限としていること。

ヘ バック・テストの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

ト 流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポ

イ 追加的リスク計測モデルにおいて、マーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションに対しヘッジのリバランスによる影響を勘案していること。

ロ 最終指定親会社が当該リバランスの効果を認識することがリスクの把握の向上に寄与することを説明していること。

ハ 最終指定親会社がヘッジに用いる金融商品が取引される市場が十分に流動的であることを説明していること。

十 債券等の非線形リスクを把握していること。

(内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額)

第二百五十四条 内部モデル方式を用いて算出する一般市場リスク及び個別リスクに係るマーケット・リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、バリュウ・アット・リスクは一営業日に一回以上の頻度で計測するものとし、ストレス・バリュウ・アット・リスクは一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一 次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

イ 算出基準日のバリュウ・アット・リスク

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュウ・アット・リスクの平均値に次条に定める乗数を乗じて得た額

二 次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

イ 算出基準日のストレス・バリュウ・アット・リスク

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のストレス・バリュウ・アット・リスクの平均値に前号ロで使用した乗数を乗じて得た額

ジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

二 片側九十九パーセントの信頼区間及び十営業日の保有期間を超えるイベント・リスクのうち、リスク計測モデルによって把握されていない部分について、最終指定親会社が、当該リスクの自己資本に与える影響をストレス・テスト等の適切な手法により把握していること。

2 金融庁長官は、リスク計測モデルがデフォルト・リスクを十分に把握していないこと以外の点において前項の要件を満たす場合であつて、最終指定親会社が、第二百五十三条のマーケット・リスク相当額に次の各号のいずれかの額を加えた額をマーケット・リスク相当額とするときは、前項の規定にかかわらず、個別リスクの算出について第二百五十条の承認をすることができる。

一 当該最終指定親会社がリスク計測モデルによる算出以外の方法によりデフォルト・リスクのために必要な自己資本額に相当するものとして算出し、その算出の合理性を説明することができた額。ただし、前項第一号ホただし書の要件を満たすことを要する。

二 当該最終指定親会社が信用リスク・アセットの額の算出に用いる手法と同一の手法によつて算出した信用リスク・アセットの額を十二・五で除して得た額

3 前項の場合において、リスク計測モデルの計測対象にデフォルト・リスクに該当するものが含まれている場合、最終指定親会社は、第二百五十三各号のバリュウ・アット・リスクの額からデフォルト

2 内部モデル方式を用いて算出する追加的リスクに係るマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。ただし、追加的リスク計測モデルにより算出される追加的リスクの額は、一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

- 一 算出基準日の追加的リスクの額
- 二 算出基準日を含む直近十二週間の追加的リスクの額の平均値

(乗数)

第二百五十五条 内部モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数(内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益(実際に発生した損益又はポルトフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。)のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間を一日としてリスク計測モデル(追加的リスク計測モデル及び第二百八十条の十第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。)を使用して算出した日ごとのバリュー・アット・リスクを上回る回数を用いる。以下この条において同じ。)に及び、同表の下欄に定める値とする。

超過回数	乗数
一 零	三・〇〇 三・〇〇
	三・〇〇 三・〇〇

ト・リスクに相当する額を控除することができる。

4 第一項第一号ホ(3)(第二項第一号ただし書において準用する場合を含む。)に掲げる要件は、最終指定親会社が次に掲げる事項を立証した場合には適用されない。

- 一 当該最終指定親会社等が、第一項第一号ホ(3)に掲げる証券化エクスプोजャー(クレジット・デリバティブを主要な構成要素とする合成型証券化取引においてはクレジット・デリバティブ)の流動性が高く取引の活発な市場における反復継続的な参加者であること。
- 二 前号の市場に、互いに独立した者が真に取引を成立させる意図をもって提示する売却及び購入の価格が常に存在し、次のイ又はロとの関連性が合理的に認められる価格による約定が一日以内になされ、かつ、当該価格で取引慣行に従い短時間で決済できると。

イ 直近の約定価格

ロ 価格競争的な市場において真に取引を成立させる意図をもって提示された売却又は購入の価格

三 十分な市場データを最終指定親会社が保有し、第一項第一号ホ(1)に掲げる要件を満たしたうえで、当該証券化エクスプोजャーのデフォルト・リスクを、階層化によるリスクの特性も含めて、内部的な手法により計測していること。

十以上	九	八	七	六	五	四	三	二
	四・〇〇	三・八五	三・七五	三・六五	三・五〇	三・四〇	三・〇〇	三・〇〇

2 前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満であつて、超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。

3 内部モデル方式を用いている最終指定親会社は、超過回数が五回以上となつたときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となつた原因を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(変更に係る届出)

第二百五十六條 第二百五十條の承認を受けた最終指定親会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二 (略)

(変更に係る届出)

第二百五十六條 第二百五十條の承認を受けた最終指定親会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 第二百五十二条及び第二百五十三条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 (略)

(承認の取消し)

第二百五十七条 金融庁長官は、次の各号に該当する場合、第二百五十条の承認を取り消すことができる。

一 第二百五十五条第一項に規定する超過回数が十回以上であつて、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することが不適当と認められる場合

二 最終指定親会社が第二百五十五条第三項の規定による届出を怠つた場合、前条第一項第二号に基づく届出を怠つた場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したとき。

(金利リスク・カテゴリー)

第二百五十九条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、最終指定親会社は債券等のショート・ポジションの個別リスクの額に代えて、当該ショート・ポジションにおいて発生し得る最大の損失額を当該ショート・ポジションの個別リスクの額とすることができる。

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺)

三 第二百五十二条及び前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 (略)

(承認の取消し)

第二百五十七条 金融庁長官は、次の各号に該当する場合、第二百五十条の承認を取り消すことができる。

一 第二百五十四条第一項に規定する超過回数が十回以上であつて、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することが不適当と認められる場合

二 最終指定親会社が第二百五十四条第三項の規定による届出を怠つた場合、前条第一項第二号に基づく届出を怠つた場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したとき。

(金利リスク・カテゴリー)

第二百五十九条 (略)

(新設)

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺等)

第二百六十一条 (略)

(削る)

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百六十二条 (略)

(削る)

第二百六十一条 (略)

2 第百十一条から第百十五条までの規定は、最終指定親会社等がフ
アースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ、セカン
ド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ又はその他の特
定順位参照型クレジット・デリバティブを保有する場合におけるマ
ーケット・リスク相当額の算出について準用する。この場合におい
て、これらの規定(第百十二条第一項を除く。)(「標準的手法採用
最終指定親会社」とあるのは「最終指定親会社等」と、「信用リス
ク削減」とあるのは「ヘッジ」と、「エクスポージャー」とあるの
は「ポジション」と、「信用リスク・アセット」とあるのは「個別
リスク」と、「与信相当額」とあるのは「ポジションの額」と、「
千二百五十パーセント」とあるのは「百パーセント」と、第百十二
条第一項中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「最終指
定親会社等」と、それぞれ読み替えるものとする。

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百六十二条 (略)

2 前章第一節及び第二節第一款並びに前項の規定は、証券化エク
スポージャー(適格格付機関により付与された格付に対応する信用リ
スク区分が6 3、7 3又は8 8以上である格付を付している
証券化エクスポージャーを除く。)の個別リスクについて準用する
。この場合において、同章第一節及び第二節第一款に定めるリスク
・ウェイトを十二・五で除して得た値を前項の表のリスク・ウェイ

(株式リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百六十七条 第二百五十八条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等の全てのロング・ポジションの額及び全てのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数の対当するポジションは相殺することができる。

2・3 (略)

第四節 証券化エクスポージャーに係る特例

(標準的手法採用最終指定親会社における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第二百八十条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用最終指定親会社が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

トとする。

(株式リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百六十七条 第二百五十八条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等のすべてのロング・ポジションの額及びすべてのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセント(ポートフォリオの流動性が高く、かつ、分散されている場合は四パーセント)を乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数の対当するポジションは相殺することができる。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

一 長期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャ	再証券化エクスポージャ
	証券化エクスポージャ （再証券化エクスポ ージャーを除く。）の 場合 (パーセント)	再証券化エクスポージャ の場合 (パーセント)
6 1	一・六	三・二
6 2	四	八
6 3	八	十八
6 4	二十八	五十二
6 5	自己資本控除	

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャ	再証券化エクスポージャ
---------	------------	-------------

		Ⅰ（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合 （パーセント）
	7 1	1 6
	7 2	4
	7 3	8
7 4	自己資本控除	18

（内部格付手法採用最終指定親会社における証券化エクスポージャーの個別リスク）

第二百八十条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

（新設）

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	再証券化エクスポージャー
		証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	再証券化エクスポージャー
証券化エクスポージャー	（内部評価方式による場合を含む。）である	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	再証券化エクスポージャー
		証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	再証券化エクスポージャー

8 10	8 9	8 8	8 7	8 6	8 5	8 4	8 3	8 2	8 1	
三十四・〇〇	二十・〇〇	八・〇〇	四・八〇	二・八〇	一・六〇	〇・九六	〇・八〇	〇・六四	〇・五六	ント (パーセ)
			六・〇〇	四・〇〇	二・八〇	一・六〇	一・四四	〇・九六		
					二・八〇		二・〇〇	一・六〇		
四十・〇〇	二十四・〇〇	十六・〇〇	十二・〇〇	八・〇〇	四・八〇	三・二〇	二・八〇	二・〇〇	一・六〇	
五十二・〇〇	四十・〇〇	二十八・〇〇	十八・〇〇	十二・〇〇	八・〇〇	五・二〇	四・〇〇	三・二〇	二・四〇	

8 12	8 11
自己資本控除	
	五十二・〇〇
	六十・〇〇
	六十八・〇〇

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	再証券化エクスポージャーの場合
	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	再証券化エクスポージャーの場合
証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合
証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合

					よる場合 を含む。 (である 場合 (パーセ ント)
7 1	0・56	0・96	1・60	1・60	
7 2	0・96	1・60	2・80	3・20	
7 3	4・80	6・00	12・00	18・00	
7 4					

自己資本控除

(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)

第二百八十条の四 第二百二十七条第二項から第六項まで及び第二百五十九条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。この場合において、第二百二十七条第二項中「前項」とあるのは「第二百八十条の二及び第二百八十条の三」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第二百八十条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第

(新設)

四項中「第二項第二号」とあるのは「第二百八十条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えて準用する第二百二十七条第二項の規定にかかわらず、最終指定親会社が証券化エクスポージャーに係る原資産の信用リスクの算出について内部格付手法の承認を受けている場合又は当該原資産の追加的リスクの算出について内部モデル方式の承認を受けている場合には、第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付（前項の規定により読み替えて準用する第二百二十七条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、第二百三十五条第一項第二号に規定する所要自己資本の額を個別リスクの額とすることができる。

3 第一項の規定により読み替えて準用する第二百二十七条第二項及び前項の規定にかかわらず、最終指定親会社は、第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ（当該無格付の証券化エクスポージャーに係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及

び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）
を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポージャーは、自己資本控除とする。

4 前二項の規定にかかわらず、無格付の証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該無格付の証券化エクスポージャーよりも優先され、かつ、格付を有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを下回らないものとする。

（自己資本控除とされた証券化エクスポージャーの取扱い）

第二百八十条の五 この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合には、当該証券化エクスポージャーの一般市場リスクは算出することを要しない。

2 この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合については、第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定を準用する。

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特
例

（特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク）

（新設）

（新設）

第二百八十条の六 第一節から前節までの規定にかかわらず、ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額は、第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

(新設)

一 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスクの額の合計額

二 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

2 特定順位参照型クレジット・デリバティブ(ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係るものを除く。以下この項において同じ。)に係る個別リスクの額は、第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

一 次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスクの額の合計額

ロ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち、あらかじめ特定された順位に相当する数から一を減じた数に等しい個数の参照資産等の個別リスクの額を、小さいものから順に合計した額

二 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る契約にお

いて発生し得る最大の損失額

3 第二百五十九条第二項の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスクの額の計算について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、プロテクションの提供に係る特定順位参照型クレジット・デリバティブが格付を有する場合にあつては、その個別リスクの額の算出については、第二百八十条の二から前条までの規定を準用する。この場合において、「証券化エクスポージャー」とあるのは、「特定順位参照型クレジット・デリバティブ」と読み替えるものとする。

(特定順位参照型クレジット・デリバティブのポジションの相殺)

第二百八十条の七 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを保有する最終指定親会社は、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に定める方法により個別リスクの額を削減すること
ができる。

一 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち一の資産を保有している場合 当該一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分の額(当該額が当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクの額よりも小さい場合は、当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクの額とする。次号において同じ。)とを、これらの額

(新設)

のうちいずれか小さい額を限度として個別リスクを相殺する方法

二 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち複数の資産を保有している場合 当該複数の資産のうち一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分に相当する額とを、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として相殺したときに、相殺される額が最も小さい資産についてのみ個別リスクを相殺する方法

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例

(コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出)

第二百八十条の八 最終指定親会社は、コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出に当たっては、次条に定める修正標準方式によって算出される個別リスクの額又は第二百八十条の十から第二百八十条の十三までに定める内部モデル方式によって算出される包括的リスクの額を用いることができる。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百八十条の十三の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

(修正標準方式による個別リスクの額)

第二百八十条の九 修正標準方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの個別リスクの額は、次の各号に掲げる額のうちい

(新設)

(新設)

(新設)

ずれか大きい額とする。

- 一 第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第三節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額
- 二 第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第三節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

(内部モデル方式の承認)

第二百八十条の十 最終指定親会社は、金融庁長官の承認を受けた場合には、前条の規定に基づいて算出されるコリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて、内部モデル方式によって算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を用いることができる。

2 前項の承認を受けようとする最終指定親会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 連結自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

3 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 理由書
- 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

(新設)

-
- 三 包括的リスクに係るリスク計測モデル（次項において「包括的リスク計測モデル」という。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類
 - 四 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 4 金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 包括的リスク計測モデルが少なくとも次に掲げるものを含むリスクを計測するものであること。
 - イ デフォルト・リスク
 - ロ 格付遷移リスク
 - ハ 複合的なデフォルトに係るリスク
 - ニ クレジット・スプレッドに係るリスク
 - ホ インプライド・コリレーションのボラティリティに係るリスク
 - ヘ ベーシス・リスク
 - ト 回収率の変動に係るリスク
 - チ ヘッジのリバランスに係るリスク
 - 二 主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有していること。
 - 三 包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。
 - 四 内部モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること。
-

五 包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレステストを実施していること。

六 前号に規定するストレステストの結果の概要を四半期ごとに（当該ストレステストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに）金融庁長官へ報告するために必要な体制が整備されていること。

（内部モデル方式による包括的リスクの額）

第二百八十条の十一 内部モデル方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額は、次の各号に掲げる額のうち最も大きい額とする。ただし、包括的リスクの額は一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

- 一 算出基準日の包括的リスクの額
- 二 算出基準日を含む直近十二週間の包括的リスクの額の平均値
- 三 第二百八十条の九の規定により算出された個別リスクの額に八パーセントを乗じて得た額

（変更に係る届出）

第二百八十条の十二 内部モデル方式の使用について承認を受けた最終指定親会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

（新設）

（新設）

三 第二百八十条の十第四項に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に基づき届出を行う場合には、最終指定親会社は、当該最終指定親会社が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならぬ。

(承認の取消し)

第二百八十条の十三 金融庁長官は、最終指定親会社が前条第一項第二号の規定による届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第二百八十条の十第一項の承認を取り消すことができる。

(新設)

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十三年十二月三十一日から適用する。ただし、この告示による改正後の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(次条において「新告示」という。)(第一条第三十六号ト及び第二十六条第二項の規定は、公布の日から適用する。

(証券化エクスポージャーに関する経過措置)

第二条 平成二十五年十二月三十一日までの間、最終指定親会社は、証券化エクスポージャー(コリレーション・トレーディングに係るものを除く。)の個別リスクの額を新告示第二百八十条の九の規定を準用して算出した額とすることができる。